

平成 25 年 3 月 4 日
違法伐採対策・合法木材普及推進
専門委員会

合法木材の自主的モニタリングの実施体制の検討

普及推進専門委員会においては、合法木材の自主的モニタリングの実施体制について、事務局より、これまでの検討結果と新しい自主的モニタリングの実施体制案が提出され、これについて議論の結果、合法木材推進活動における信頼性・透明性の確保・向上の必要性に鑑み、提出された実施体制案が概ね了承された。

1. これまでの経過

(1) 昨年 9 月の団体研修において、信頼性・透明性の確保のため、今後は自主的モニタリングを実施せざるを得ない旨発言し、下記の事項を提案した。また、同 10 月の普及委員会で、本案に対し「認定団体に出来るだけ負担をかけないようにした方がよい」との意見があった。

- ①年 1 回、認定団体が傘下の事業者に対し、書面による活動実態に関するアンケートを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
- ②一定の抽出率で事業者を抽出し、現場確認をするとともにヒアリングを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
- ③合法木材推進活動のヘッドクオータを設立し、認定団体は①②の状況を含めた認定団体の活動状況をヘッドクオータに報告し、ヘッドクオータが認定団体の活動についてチェックする。

(2) 11 月に上記の案を全認定団体に発送し、意見を聴取した。回答 75 団体。

- 自主的モニタリングの必要性は、回答団体の半数が必要性を認めた。
- アンケートについては、案(年 1 回、事業者全員を対象)に対し、認定団体として「現状どおりで実施可能」は 10%、「努力が必要」が 35%、「抽出率 50% なら可能」5%、「抽出率 30% なら可能」15%、計 65% であり、その他が 35% を占めた。
- ヒアリングについては、全傘下事業者について「抽出率 30% であれば可能」としたもの約 10%。「抽出率 20% なら可能」は回答団体の約 35%。「抽出率 10% なら可能」は約 20% となった。

(3) 出来るだけ認定団体の手間を省くため、合法木材を取り扱っていない事業者をモニタリングの対象から除外する事を検討するため、本年 2 月に、平成 23 年度に

合法木材の取り扱いの無かった事業体数の調査を実施した。回答 65 団体。取扱実績報告を行った事業者数 4933 のうち「合法木材の取り扱いがなかった」とした事業者数は 1533 であり、認定事業者のうち、約 30%は合法木材を取り扱っていないと推測される。

2. 自主的モニタリングの実施体制案

(1) アンケート調査については、不可能も含め、「抽出率 30%以下」とするものが 35% あったことから、認定団体が開催する事業者研修の際に、ガイドラインに沿って合法木材を取り扱っているかなど、活動実態についてのアンケートを実施する。

(2) ヒアリング対象業者の抽出率

1) ○団体によって傘下認定事業者数、認定事業者の立地範囲に大きな違いがあることから、認定事業者数の多さによって抽出率を変える事も検討したが、この方法では、規模により抽出率が変わるため、規模によって対象事業者数に逆転現象が生じる。このような逆転現象を生じさせないためには、同一の抽出率を採用せざるを得ない。

○また、自主的モニタリングに関するアンケートにおいて、抽出率について回答を寄せた団体 67 のうち 80% が「全事業体に対し抽出率 10%までなら可能」としていることから、ヒアリングの抽出率は合法木材の取り扱い事業者の 10% とすることが妥当でないかと考える。調査対象としては全認定事業者ではなく、合法木材を取り扱った事業者として、負担は軽減されると思われる。

2) ○従来実施してきたヒアリングは合法木材取り扱いの実態把握を目的にしていたが、今後は「現場検査」として、事業者の分別管理、合法木材出荷時の証明(伝票、証明書)、書類整備・保管の状況を現場において確認し、ガイドラインを逸脱した行為があった場合には、認定団体は是正に向けての適切な措置を講じるものとする。

○次回のガイドライン改訂時には、認定団体に対しては現場検査の実施、事業者に対しては現場検査受入の義務化を規定する必要があると思われる。

○事業者研修においては、現場の日常活動において注意すべき事項についての指導・講習が必要になる。

○なお、「現場検査」のほかに、JAS 検査、県産材認証の検査等で、認定事業者を訪問した場合には、余裕があれば合法木材の取扱実態についても確認することが望ましい。

3. 専門委員会における意見

1. 合法木材推進活動における信頼性・透明性の確保・向上の必要性に鑑み自

主的検査は必要である。

2. 全国団体のように認定事業者数の多く、また、地理的に対象範囲の広い場合には、検査に係る労力・経費の負担が大きくなることから、実施の際に何らかの対応が必要ではないか。
3. 事業者研修の際のアンケートの項目、現場検査での確認事項は統一する必要がある。
4. 次回のガイドライン改定までは暫定期間とする必要がある。
5. 次回のガイドライン改定の際には、抽出率まで記載する必要はないのではないか。
6. 法律として定めるのではないため、「義務化」という言葉は強すぎないか。
——>林野庁より、「『最低限、ここまで行うべきである』との言い回しは必要であろう」との意見があった。

表1. 自主的モニタリングの実施可能性に関するアンケート結果

区分	自主的モニタリング必要性			事業者アンケート(年1回、全員対象)				不可能としたものの可能なアンケート抽出率		
	必要	不必要	その他	現状通り可能	努力必要	不可能	その他	50%	30%	その他
中央団体(11)	6	0	5	1	5	1	4	0	0	1
県木連(37)	19	5	12	2	11	14	8	2	7	9
県森連(18)	8	7	3	4	6	5	3	0	5	1
素生協等(9)	5	3	3	1	5	1	2	2	1	0
合計(75)	38	15	23	8	27	21	17	4	13	11
	51%	20%	31%	10%	36%	28%	23%	5%	17%	15%

区分	ヒアリング抽出率		
	30%	20%	その他
中央団体(11)	2	3	5
県木連(37)	4	12	18
県森連(18)	1	11	4
素生協等(9)	2	2	3
合計(75)	9	28	30
	12%	37%	50%

その他30のうち14は抽出率10%
全体の19%

表2. 現場検査の目安

傘下事業者数	70%	70%の20%	70%の15%	70%の10%
401～450事業者	315	63	47	32
351～400事業者	280	56	42	28
301～350事業者	245	49	37	25
251～300事業者	210	42	32	21
201～250事業者	175	35	26	18
151～200事業者	140	28	21	14
101～150事業者	105	21	16	11
51～100事業者	70	14	11	7
50事業者以下	35	7	5	4